

岸和田市農業委員会
第6回（令和5年12月）総会議事録

1 日 時 令和5年12月8日（金） 午後1時30分～午後2時15分

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 出席委員 11名（定数13名）

委 員	1番	谷口 敏信	委 員	2番	藤原 一郎
〃	3番	楠本 忠雄	〃	4番	米本 巧
〃	5番	大嶋 浩一	〃	6番	原 世志之
〃	7番	南 加代子	〃	8番	塚本 敏雄
〃	9番	久禮 広一郎	〃	10番	西川 徳良
〃	11番	坂田 正行	〃	12番	今本 一成
〃	13番	西村 孝昭	〃	14番	東 昭夫

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
〃	3番	永野 六博	〃	4番	黒川 晴之
〃	5番	藪 清仁	〃	6番	川阪 清秋
〃	7番	深井 正清	〃	8番	植田 善三

〃 9番 植田 功 〃 10番 上野 仁
〃 11番 田中 唯夫 〃 12番 田川 隆司

7 欠席委員

南 加代子委員、 塚本 敏雄委員

8 出席事務局職員

和田参事、濱担当

谷口議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第6回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 13名の内 11名、推進委員 12名の内 12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。14番 東 昭夫委員、2番 藤原 一郎委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1) 1ページをお願いいたします。

本件は、農地法第3条の規定による農地の所有権移転が1ページから2ページの一覧表のとおり5件でございます。

1番から5番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第1号1番から3番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷協議会における議案第1号1番から3番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる12月5日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第1号4番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第1号4番に対する審議の結果を報告いたします。

(代) 本件に関しまして、さる12月5日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第1号5番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第1号5番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる12月1日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり許可することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

上程されました、議案第2号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）3ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸付申出書及び農地の借り受希望者から農地借受申出書が申請され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、3ページから5ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり10件で、1番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和6年3月15日から令和16年3月31日まで、2番・3番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日まで、4番から8番及び10番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日まで、9番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日までです。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます

議長

説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番から3番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区
協議会会長

それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番から3番に対する審議の結果を報告いたします。

(代)

本件に関しまして、さる12月5日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長

続いて、議案第2号4番から9番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長　それでは、山直上地区協議会における議案第2号4番から9番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる12月7日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長　続いて、議案第2号10番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長　それでは、南掃守地区協議会における議案第2号10番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる12月4日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長　各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員　なし

議長　質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員　異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり要請することに決しました。

次に、議案第3号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局　上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）6ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続の税納税猶予を受けるための適格者証明が、一覧表のとおり1件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長　説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員　なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第3号1番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる12月4日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 八木・城北・春木地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

議長 次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 議案書（その1）7ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、7ページ8ページの一覧表のとおり3件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第4号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区 それでは、山直上地区協議会における議案第4号1番に対する審議の結果を報

協議会会長 告いたします。

本件に関しまして、さる 12 月 7 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 4 号 2 番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 4 号 2 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 12 月 4 日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 4 号 3 番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 4 号 3 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 12 月 1 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 2 号）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その 2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第2号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

専決処分を行った専決処分第1号から第2号につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年10月21日から11月20日までに届出等がなされたものであります。

はじめに、2ページの専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、3ページの一覧表のとおり、10月21日から10月31日までが1件で令和5年11月6日に専決処分、4ページの一覧表のとおり、11月1日から11月10日までが4件で令和5年11月15日に専決処分を行いました。

次に、5ページの専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、6ページの一覧表のとおり、「農地転用のため使用貸借権設定」が10月21日から10月31日までが1件で令和5年11月6日に専決処分、7ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が11月1日から11月10日までが1件で令和5年11月15日に専決処分、8ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が11月11日から11月20日までが1件で令和5年11月27日に専決処分を行いました。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。
委員 異議なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。
議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。
委員さんから何かございませんか。
特段ないようですので、これで第6回総会の議事を終了いたします。

令和5年12月8日

議長 谷口 敏信

委員 東 昭 夫

委員 藤原 一郎